

【記載例】立候補届出書類（本人届出）

- 候補者届出書（本人届出） (様式1-5)
- 宣誓書 (様式1-2)
- 所属党派証明書（無所属の場合不要） (様式1-1)
- 通称認定申請書（通称を希望する場合） (様式1-7)
- 出納責任者選任届／候補者用 (様式1-13)
- 協定書
- 報酬を支給する者の届出書 (様式1-17)
- 選挙事務所設置（廃止・移動）届／候補者用 (様式1-10)
- 選挙公報掲載申請書 様式第1号
- 選挙公報文原稿用紙
- 選挙運動用ビラ届出書 (第2号様式の2)
- 選挙立会人となるべき者の届出書 (様式1-8)
- 選挙立会人となるべき者の承諾書 (様式1-9)
- 個人演説会開催申出書

町長選挙候補者届出書（本人届出）			
候補者氏名 (ふりがな)		さかい いちろう	
性別		男	
本籍		茨城県猿島郡境町大字〇〇391番地1	
住所		茨城県猿島郡境町大字〇〇391番地1	
生年月日		平成6年1月7日（満32歳）	
党派		無所属	職業
一のウェブサイト等のアドレス		http://www.town.sakai.ibaraki.jp/	
選挙		令和8年2月8日執行 境町長選挙	
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についての職名			
添付書類 境	<input type="radio"/> 1 供託証明書 <input type="radio"/> 2 宣誓書 <input type="radio"/> 3 所属党派証明書 <input checked="" type="radio"/> 4 戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和8年2月3日

氏名 境一郎 **境** 印

選挙長 長野 功 殿

- （備考） 1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 2 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 3 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「（略称）何々」と記載しなければならない。
- 4 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を颁布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 6 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(様式 1 - 2)

宣 誓 書

私は、公職選挙法第 86 条の 8 第 1 項、第 87 条第 1 項、第 251 条の 2 又は第 251 条の 3 の規定により令和 8 年 2 月 8 日執行の境町長選挙において、候補者となることができない者でないことを誓います。

令和 8 年 2 月 3 日

（**境**）

住 所 茨城県猿島郡境町大字〇〇391番地1

氏 名 **境 一郎**

（**境**）印

(様式 1 - 1)

所 属 党 派 証 明 書

無所属の場合は添付不要

氏 名 境 一 郎

住 所 茨城県猿島郡境町大字〇〇391番地1

上記の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを
証明する。

令和 年 月 日

政党（政治団体）名

代表者

印

(様式 1 - 7)

通 称 認 定 申 請 書

(ふりがな) さかい いちろう
候補者氏名 境 一郎

(ふりがな) いちろう
呼 称 さかい 一郎

令和8年2月8日執行の境町長選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上の呼称を通称として認定されたく申請します。

（**境**）

令和8年2月3日

住 所 茨城県猿島郡境町大字〇〇391番地1

氏 名 境 一郎

（**境**）

印

選挙長 長野 功 殿

出 納 責 任 者 選 任 届

1 選 挙 令和8年2月8日に行われる境町長選挙

2 出納責任者

氏 名	住 所	職 業	生年月日	選任年月日
旭 太郎	茨城県猿島郡境町 大字○○1617番地3	会社員	平成7年 4月1日	令和8年 2月3日

3 候補者の氏名

境 一郎

境

公職選挙法第180条第3項及び第4項の規定によって、上記のとおり届出します。

令和8年2月3日

候補者氏名

境 一郎

境

印

境町選挙管理委員会委員長 長野 功 殿

(備考) 1 この様式は、候補者が出納責任者を選任したとき又は候補者自ら出納責任者となつたときに候補者が使用するものである。

協定書

公職選挙法第180条第2項の規定によって、令和8年2月8日に行われる境町長選挙における候補者 **境一郎** の出納責任者が支出することのできる最高金額は、次のとおりとする。

一金 **0,000,000** 円也

※立候補届出時にお配りする限度額の告示の写しの金額以下の額としてください

令和 年 月 日

選任者氏名 **境一郎**  印

出納責任者氏名 **旭太郎**  印

※ この協定書は2部作成し、選任者及び出納責任者がそれぞれ1部ずつ保管しておくこと。

(様式1-17)

報酬を支給する者の届出書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給するものを次のとおり届け出ます。

令和8年2月3日

境町長選挙候補者氏名

境一郎

印

境町選挙管理委員会委員長 長野 功 殿

記

氏名	住所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
丙野一郎	茨城県猿島郡 境町2000番地	35	男	事務員	令和8年2月 3日~7日	
乙山一子	茨城県猿島郡 境町大字〇〇121番地	30	女	車上運動員	令和8年2月 3日~7日	

※ 一日につき9人延べ45人まで

- (備考)
- 「使用する者の別」欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と記載するものとする。
 - すでに届け出た者につき。その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届ける場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

別表（報酬及び実費弁償の額）

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬及び実費弁償の最高額

区分	種類	金額
選挙運動に従事する者（法第197条の2第2項に規定する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額	報酬	選挙運動のために使用する事務員 1日につき 15,000円 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき 20,000円
選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	(い) 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(ろ) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(は) 航空賃	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(に) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
	(ほ) 宿泊料（食事料2食分を含む。）	1夜につき 23,000円
	(へ) 弁当料	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円
	(ど) 茶菓料	1日につき 1,000円
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	基本日額	10,000円
	超過勤務手当	1日につき 基本日額の5割
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	鉄道賃、船賃、車賃等	(い)、(ろ)、(は)及び(に)に掲げる額
	宿泊料（食事料を含まない。）	1夜につき 20,000円

選挙事務所 設置・廃止・移動 届

1 選挙 令和8年2月8日に行われる境町長選挙

2 選挙事務所

	所 在 地	電話番号	設置・廃止・移動 年月日
旧		局番	平成 年 月 日
新	茨城県猿島郡境町大字○○391番地1	81局 1300番	令和8年2月3日

3 候補者の氏名

境 一郎

境

上記のとおり、設置・廃止・移動しましたから届け出ます。

令和8年2月3日

候補者氏名

境 一郎

境

印

境町選挙管理委員会委員長 長野 功 殿

- (備考)
- この様式は、候補者自ら選挙事務所を設置・廃止・移動したときに候補者が使用するものである。
 - 「選挙事務所」欄については、設置届の場合は新欄に、廃止届の場合は旧欄に、移動届の場合は旧新の両欄にそれぞれ記載するものである。

様式第1号（第2条関係）

令和8年2月3日

境町選挙管理委員会
委員長 長野 功 殿

茨城県猿島郡

候補者 住 所 境町大字〇〇391番地1
（ふりがな） さかい いちろう
氏 名 境 一郎  印



選挙公報掲載申請書

境町選挙公報発行条例第3条第1項の規定により、令和8年2月8日に行われる境町長選挙における選挙公報に掲載願いたく次のとおり申請します。

1 掲載文 1通 別添「選挙公報掲載文原稿用紙」のとおり

2 写真 2枚 別添のとおり

3 連絡場所及び電話番号

場所（住所） 茨城県猿島郡境町大字〇〇391番地1

電話番号 0280-81-1300

4 掲載順序決定のくじに立ち会う者の住所及び氏名

住 所 _____

氏 名 _____

境 町 長 選 挙
選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名	境 一郎	境 (印)
連絡者氏名	境 一郎	
連絡場所	境町大字〇〇391番地1	
電話番号	81-1300	

<p>・掲載文は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字及び外国文字その他の文字（デザイン文字を含む。）並びに記号、符号及び線並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類以外のものを使用して記載してはならない。</p> <p>・図画、図表、イラストレーション及びこれらに類するものを記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載することができる面積のおおむね2分の1を超えてはならない。ただし、合計面積の算定に当たっては、写真掲載欄及び氏名欄は、当該合計面積には算入しない。</p>														
<p>写 真</p> <p>さ か い 一 郎</p>														
<p>氏名欄には候補者の氏名、年齢及び所属党派に関する記載は不可。</p>														

掲載文記載上の注意

- ① 写真は、選挙期日前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のもので縦4cm、横3cmとし、その裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載してください。なお、写真は原稿用紙の写真掲載欄へ貼付しないでそのまま提出してください。
- ② 写真掲載欄に文字等を記載することはできません。
また、写真掲載欄以外には、写真の掲載はできません。
- ③ 掲載文の記載は必ず黒色で記入してください。
(なるべく太く、濃く書かれた方が鮮明に印刷されます。)
- ④ 氏名欄に、標語、スローガン、肩書きの類を記載することはできません。
- ⑤ 掲載文の字数の制限はありませんが、原稿を縮小して印刷しますので、文字等が小さくなりすぎないように注意してください。
- ⑥ 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1以下に限られます。
- ⑦ 他人の名誉を傷つけたり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、違反した掲載文の申請があったとき、または、文字等が著しく小さいことなどにより、印刷が不鮮明になるおそれがあると認められるときは、訂正を求めることがあります。

選挙運動用ビラ届出書

公職選挙法第142号第1項第7号の規定によるビラを別添のとおり届け出ます。

令和 8 年 2 月 3 日

境町長選挙候補者

住 所 茨城県猿島郡境町大字〇〇391番地1

氏 名 境 一 郎

 印

境町選挙管理委員会

委員長 長野 功 殿

備考 ビラの見本2枚(種類が異なる場合は、それぞれ2枚)を添付すること。

(様式 1 - 8)

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者 住 所 **茨城県猿島郡境町大字〇〇100番地**

氏 名 **利根 次郎**

昭和 27 年 9 月 7 日 生

選 挙 令和 8 年 2 月 8 日 執行 境町長選挙

境

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

選挙期日の3日前、2月5日までに届出

令和 8 年 2 月 日

境町長選挙候補者

氏 名 **境 一郎**  印

選挙長 長野 功 殿

(様式 1-9)

承 諾 書

令和 8 年 2 月 8 日 執行の境町長選挙における選挙立会人となるべきことを承諾します。

届出日と同日かそれ以前の日

令和 8 年 2 月 日

茨城県猿島郡境町大字〇〇100番地

氏名 利根 次郎 印

候補者 境 一郎 殿

個人演説会開催申出書

令和8年2月8日に行われる境町長選挙の選挙運動のため個人演説会を開催したいから申し出ます。

開催日の2日前までに提出

令和 8 年 2 月 4 日

茨城県猿島郡

候補者住所 境町大字〇〇391番地1

氏名 境 一郎 印

境

境町選挙管理委員会委員長 長野 功 殿

1 開催の日時 令和8年 2月 6 日

前 前
午 6 時 30 分から 午 8 時 30 分まで
(後) (後)

2 使用する施設及び屋室の名称

境町中央公民館

3 開催可能（不能）の通知を受ける場所

境町大字〇〇391番地1 選挙事務所

(電話番号 0280-81-1300)